

平成29年12月11日(月)

メ モ	担当者 警部補 [REDACTED] 巡査長 [REDACTED]
会社名・役職 経済産業省 上席安全保障貿易検査官 氏 名 [REDACTED] 他2名 生 年 月 日	
1 相談日時 平成29年12月8日午前10時0分から午前11時40分 2 相談場所 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 経済産業省本館13階西8A会議室内 3 相談者 [REDACTED] 警部補 [REDACTED] 巡査長 4 対応者 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易検査官室(警察班) 上席安全保障貿易検査官 [REDACTED] 上席安全保障貿易検査官 [REDACTED] 安全保障貿易検査官 [REDACTED] 5 相談結果 12月5日に安全保障貿易管理課からあった、当課が計画している実験の結果をもってしても、RL-5は該当とは言えないという回答に対して、当課としては、「RL-5が殺菌可能な器械である」ということを、有識者の判断も添えて証明するので、その結果を見て該非の判断をしてほしいと伝えたところ、以下のとおり回答があった。 - 警察から提出を受けた [REDACTED] 先生のメモや文献にある通り、滅菌または殺菌の方法については、日本薬局方の滅菌法しか定義がない。殺菌については定義も基準もないので、乾熱の実験であれば、芽胞菌でやらないと何の証明にもならないのではないかと。 - 私([REDACTED])が警察官の立場なら、ベスト菌による殺滅実験をした上で、「殺菌できるから該当だ」という判断をするが、経産省としてそのような判断はできない。経産省側で確認した結果、警察が行おうとしている実験方法は決して一般的な方法とは言えず、あくまで、警察が考えた「ベ	

スト菌が殺滅可能か否か」という実験に過ぎない。もし、裁判で該非が論点になり、大川原社が日本薬局方の乾熱滅菌法による実験をして、芽胞菌は滅菌も殺菌もできないという結果を持って反論してきたら、ペスト菌の実験では勝てないと考えている。実験の方法に根拠がほしい。

- ・ ガス滅菌法は、経産省で確認した結果、方法としては一般的だが、噴霧乾燥器（特にオープン型）に対する滅菌方法としては一般的とは言えない。ガス滅菌法での証明では該当と回答することはできない。
- ・ 警察の言う外事性（懸念性）については十分理解した。できることなら協力したいと思っているが、経産省のキャッチオールに対する懸念性とは感覚のズレがあり、審査課や管理課を説得することはできなかった。
- ・ 実験を行うことは承知したし、それに対して意見することはできないが、最終的に経産省として「CIP 付を該当とする」という判断を出すこともあり得る。そうすると本当に申し訳ないが、可能性がゼロではないことも理解して欲しい。
- ・ 警察の捜査が終結するまで、インフォームや立入検査等、経産省が邪魔するようなことは絶対にしない。それは管理課にも約束させる。
- ・ どのような結果になるにせよ喧嘩は絶対にしたくない。これからは、どんなにマイナスな意見でも教えてほしい。お互いに連絡を密にして進めていきたいと思っている。